

ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」から求人登録
(以下「マイページ仮登録」といいます。) をする場合

※2022(令和4)年3月卒業の求人は、2021(令和3)年6月1日(火)以降に
仮登録が可能となります。

マイページ仮登録完了前の求人票の

「プレビュー」を印刷したものを郵送ください。

<円滑な業務推進のため、ご理解とご協力をお願いいたします。>

- マイページ仮登録最終（青少年雇用情報登録）画面の「完了」をクリックする前に、必ず「仮求人票を表示」をクリックし「プレビュー」を表示した上で、印刷してください。
- 先に完了してしまうと「プレビュー」が印刷できなくなりますので「プレビュー」を印刷した後に、完了するようにしてください。

「仮求人票を表示」
をクリックし、
プレビューを印刷
した後に「完了」

【マイページ仮登録における注意事項について】

- 求人者マイページ開設済の場合、システム上はマイページより求人条件の変更が可能ですが、**高卒求人においては決して事業所マイページにて求人内容の変更を行わないでください。ハローワークに事前相談ください。**
- 求人者マイページ開設済の場合、システム上はマイページより求人取消が可能ですが、**高卒求人においては決して事業所マイページにて求人取消を行わないでください。特別な報告が必要になります。**
- 高卒求人については、**ハローワークの確認印と受付番号が付与されていなければ無効です**（高校へ持参しても受け付けてもらえません。）。また、添付書類等が必須となりますので、一般求人とは異なり、**マイページ仮登録をされた場合であっても、ハローワークへ郵送での求人の申し込みが必要となります。**
- 求人の受付日は、仮登録日ではなく、ハローワークで受け付けた日以降になります。
- マイページ仮登録後、「ハローワークの確認が完了し受理されました。」（以下「完了通知」といいます。）と通知されますが、事実上の完了ではありません。
- 完了通知とともに送信された求人票の内容に例え誤り等があったとしても、ハローワークにおいては、まだ処理中の状態ですので、修正依頼等をされることなく、そのままにしておいてください。